

No.	質問項目	質問	回答
1	単位について	1回当たりの単位を導入するのに、なぜ上限月額を設定するのか。	総合事業のサービス費は、「国が定める単位」が上限とされており、それ以下の単位で市町村が定めることとされています。 例えば、要支援1の利用者に対し、ひと月に5回、通所型サービスを提供した場合、1回あたりの単位は380単位のため、月1,900単位(380単位×5回)となり、国が定める月額包括単位である1,655単位を超えることとなります。 そのため、月5回以上の場合は、月額包括単位1,655単位による算定となります。訪問型サービスも同様の考え方となります。
2	請求について	例えば通所型サービスで要支援1の利用者の場合、5週目がある月に5回利用した場合は月額包括単位での算定となるが、2月など4週しかない月に4回利用した場合はどのように考えるか。	ひと月の利用回数が区分ごとの上限(この場合は5回)に達していないため、月額包括単位ではなく1回あたりの単位にて算定してください。
3	請求について	例えば訪問型サービスで要支援2の利用者の場合、月始めは、週2回程度のプランだったものが、利用者の状態に変化があり、月途中で、週3回のプランに変更となった場合はどのように算定するのか。	プランに位置付けられた支給区分を基として考えますので、プラン変更日を境にそれぞれの単位に提供回数をかけて算定してください。この場合、月額上限は、その月に算定した単位の高い方の月額包括単位となります。
4	重要事項説明書について	重要事項説明書に関する対応はどうなるのか	重要事項説明書等には1回あたりのサービス費に応じた利用料を記載する必要があります。利用者の負担額が変更となりますので、説明の上、同意を得る必要があります。
5	請求について	通所型従前相当サービスの利用者がショートステイを利用する場合はどのように算定するのか。	通所型従前相当サービスのひと月の提供回数が月額包括単位での算定となる場合は、日割り計算による算定となります。